

【 教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業 】

<取組の背景・目的>

- ・近年の家庭環境の多様化に伴い、子育ての悩みや不安を抱えた保護者の孤立化等、家庭教育上の課題が指摘されている。大阪府においては、経済的な課題を抱える家庭が多く、就学援助率は21.32%で、全国平均を大きく上回っている（※1）。児童相談所での児童虐待相談対応件数についても、平成30年度には、20,694件で、平成24年度の9,875件からほぼ2倍に増加している（※2）。
- ・これらの課題に対し、大阪府や府内の市町村においては、学校・家庭・地域の連携により、家庭教育についての学習機会の提供である「親学習」と、家庭へ直接支援を届ける「訪問型家庭教育支援」に取り組んできた。その中で、支援の必要な家庭を早期に把握し、より早期に支援を行うことのできる体制が必要であることが分かってきた。
- ・このため、本事業により教育と福祉部局・健康医療部局との情報共有や、切れ目のない支援体制づくりなど、連携協力体制の充実を図った。

※1：平成30年度就学援助等実施状況調査（文部科学省）より ※2：福祉行政報告例（厚生労働省）より

<取組内容>

◆再委託市町による支援体制づくりの充実

- ・能勢町、泉大津市、貝塚市、阪南市の4市町に事業を再委託し、地域の实情に応じて、教育と福祉部局等が連携し、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援体制づくりを充実させる取組を行った。

◆統括的な連携協働体制の構築

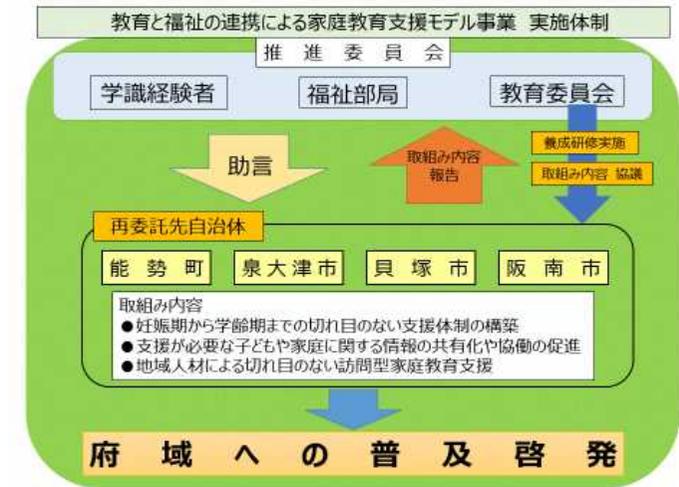
- ・担当者レベルで教育庁、健康医療部、福祉部とで情報交換の場を設けた。
- ・有識者、福祉・健康医療部局を含む推進会議において、本事業を報告した。

◆府域全体における支援人材の新たな養成やフォローアップに向けた取組

- ・スキルアップ研修を開催し、非認知能力の育成に向けた、保護者との関わりについて研修を実施した。
- ・訪問型家庭教育支援情報交換会を開催し、大阪府福祉部より虐待防止に向けた取組と通告等の仕組みについて講義、それに引き続き、訪問支援員、自治体職員間での取組の情報交換を行った。
- ・大阪府教育コミュニティづくり実践交流会を開催し、子供を取り巻くインターネット環境について、学識者からの講演を行い、地域としての関わりについて考える機会を設定した。

◆取組に関する成果の取りまとめ

- ・家庭教育支援スキルアップ研修（教育と福祉の連携による家庭教育モデル事業報告会）を開催し、委託市町からの実施報告を行った。また、委託市町の担当者をパネリストとしたパネルディスカッションを行い、本事業の具体的な取組等について議論し、周知啓発を行った。府内市町村の教育委員会、福祉部局、学校から参加があった。



<取組の成果>

- ・「教育と福祉の連携した家庭教育支援を実施する市町村数」は、令和元年度に実施した調査と比較して増加したが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学びの場の開催やイベントが中止になったという影響もあり、令和元年度には教育と福祉が連携した取組を実施できていたものの、令和2年度は未実施となってしまった市町村が、いくつかあった。
- ・府内各地で実施した家庭教育についての学びの場や機会における、参加者へのアンケートの回答結果を見ると、「親としての責任感の向上」、「子育てに対する意欲の向上」、「子育てに対する悩みや不安の軽減」の項目において、肯定的回答がそれぞれ、97%、97%、93%といずれも90%を超えており、学びの機会を通して、子育てに対する意識の向上につながり、家庭の教育力向上につながるものとする事ができた。

<課題と今後の展望>

委託市町においては、教育と福祉が連携した体制づくりは、一定の成果をあげることができたが、府内全域での教育と福祉と連携した取組となるとまだ未実施の市町村が多く、課題が残る。

今後、ヒアリングや事業担当者の会議等において、本事業の成果を周知し、就学前施設と連携した取組を含めた、教育と福祉が連携した取組やアウトリーチ型支援を推進するよう働きかけを行っていく。

<取組の背景・目的>

- ・地域のつながりの希薄化、支援が必要な人が支援につながらない現状。
- ・教育委員会や福祉部局が実施している事業や制度について、一般の教職員に十分に伝わっていない現状。
→ 課題を早期発見し、福祉と教育が連携して早期に支援につなぐ必要がある。

<取組内容>

◆妊娠前から学齢期までの切れ目のない支援体制の整備

- ・「子どもの未来応援センター」（市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの機能を有する）にて相談窓口をワンストップ化し、妊娠前から学齢期にわたる総合的な相談を実施。福祉部局を中心に教育委員会・学校・子ども家庭センター等の関係機関と連携を図った。
- ・福祉部局と教育委員会が協働で所管する家庭教育支援チーム「ほっこり」が、年長児から小学6年生までの子供がいる全家庭を各学期に1回ずつ訪問。
- ・母子保健事業や臨床心理士等による巡回相談等と連携し、子供や家庭が抱える課題を早期に発見し、必要な支援につないだ。

◆支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進

- ・家庭訪問の前後に家庭教育支援チームと福祉部局、教育委員会で「家庭教育支援員会議」を開催。また、家庭訪問後に家庭訪問の結果について家庭教育支援チームと福祉部局、教育委員会、学校で共有する「小・中支援連携会議」を開催。
- ・福祉部局と教育委員会で、それぞれ福祉版・学校版スクリーニングシートを作成し、スクリーニング会議を実施。学校版スクリーニング会議には「子どもの未来応援センター」担当職員も参加した。

<取組の成果・課題>

- ・家庭教育支援チームの全戸訪問等による気づきから、教育と福祉が連携して、支援が必要な子供や家庭を、地域資源（居場所や学習支援等）や専門機関（児童家庭相談等）につなげることができた。
- ・保健・福祉部局と教育委員会が、各事業を通して円滑につながることで、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない、きめ細かな支援が実施できた。
- ・家庭教育支援チーム員の後継者となる人材の確保・養成が課題。
- ・福祉版スクリーニング結果と学校版スクリーニング結果を突合し、どちらか一方では気づかない、家庭が抱える課題の早期発見に取り組んだが、突合結果の分析方法や分析結果の活用について、今後も検討を進めていく必要がある。

<取組の背景・目的>

- ・学校が家庭教育サポーターに支援をつなぐ際に、保護者の同意を得るのに時間がかかったり、同意を得られなかったりすることが、経年の課題。
- ・子供の年齢が上がるにつれて、支援につながりにくくなる傾向。
→ 「早い時期」に「信頼関係のある人」が支援につなぐことが必要。

<取組内容>

◆家庭訪問型支援

- ・学校や福祉部局から市教委に支援の要望が寄せられた場合、支援の可否を決定。
- ・支援を行う前に、学校・園でのケース会議に参加し、保護者や子供についての情報共有をし、ケース会議でのアセスメントに基づいて、学校・園等とは異なる役割を担う形で、保護者のエンパワメントをめざした支援を行った。

◆小学校配置型支援

- ・市内の全小学校に家庭教育支援サポーターを定期的に配置。来校する保護者や登校する児童の様子、授業や休み時間の様子を観察することを通して、不登校や問題行動等の兆しのある児童の早期発見、課題を抱える家庭の発見等に努めた。
- ・普段からの教職員との情報共有、課題の初期対応、学校等で保護者と関わる機会の増加、スムーズな家庭訪問型支援へのつなぎ等、支援の幅が広がっている。

◆親の会

- ・家庭教育支援チームが主催する保護者の交流機会として、「親の会」を開催（原則毎月1回）。
- ・広報等を通じて市内に広く周知を行った。

<取組の成果・課題>

- ・小学校配置型支援を行うことで、教職員とサポーターの関係づくりを日常的に行うことができる。サポーター自身も子供や保護者の様子を実際に見ることができるため、気になる子供や保護者の情報共有を教員とスムーズに行うことにつながっている。
- ・福祉部局との連携強化は、家庭の課題の早期発見に大きく寄与している。福祉部局から家庭訪問のオファーを受ける流れは、これまで福祉的な支援の立場から見て課題がある家庭に対して、家庭教育支援の立場からも支援を始めることにつながった。
- ・小学校配置型の支援について、登校時のあいさつ等にとどまっているなど、学校間において活用の格差があり、改善が必要である。

貝塚市

【教育と福祉の連携による家庭教育支援事業】

人口 約88,000人

<取組の背景・目的>

- ・幼・小・中に子供を通わせる保護者には、子育てに関する不安や悩みについて、福祉の専門機関とつながる術がない。
- ・小学校に入学する子供の多くが認定こども園や保育所出身であり、福祉部局と連携し、家庭教育支援員の周知や活動場所を広げる必要がある。

<取組内容>

◆家庭教育支援員の配置

- ・公立小学校1校に2名の家庭教育支援員を配置し、電話相談・来校相談を実施。保護者からの相談や教職員の保護者対応に関する相談の対応をした。
- ・小学校と同一敷地内にある公立幼稚園の園庭開放で、未就学児の保護者を対象とした子育て相談を実施した。

◆家庭教育支援チームの組織および会議の開催

- ・教育委員会と福祉部局の担当者や、学校関係者などが参加する家庭教育支援チーム会議を開催し、家庭教育支援員が支援している事例について、教育と福祉のそれぞれの視点から支援の方向性を検討した。
- ・家庭教育支援員の活動や家庭教育支援チーム会議における事例検討を通して蓄積したモデルケースをもとに、保護者が子育てに関する悩みや不安を抱えた際に、相談できる福祉の専門機関がわかる保護者向けハンドブックの作成を行った。

◆イベントの開催

- ・家庭教育支援員の存在や、小学校に設けられた相談窓口を広く周知することを目的に、人形劇イベントを開催した。

<取組の成果・課題>

- ・家庭教育支援員を配置した小学校においては、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる身近な窓口として家庭教育支援員が認知され、ワンストップ化を推進することができた。本モデルを、他の校区にも広げていきたい。
- ・支援が必要な家庭の保護者の中には、家庭教育支援員を学校職員としてとらえてしまい、つながることに抵抗感を覚える保護者もあり、気軽に相談できる存在として、更なる明確化が必要。
- ・人形劇イベントを通じて、就学前施設に子供を通わせる保護者に家庭教育支援員の存在を伝えることができた。更なる周知をしていく。

阪南市

【家庭教育支援事業】

人口 約53,000人

<取組の背景・目的>

- ・成長段階における支援体制が、それぞれの部署で対応するため、切れ目のない支援体制が十分に確立できていない。
- ・支援を必要とする家庭に適切な支援を実施できていない場合があり、子供が小学校高学年や中学生に成長したのちに、不登校等の課題を抱えてしまうケースがある。

<取組内容>

◆相談窓口のワンストップ化の仕組みづくり

- ・公立幼稚園1園の体験入園と、公立保育所1所の園庭開放で教育委員会指導主事、教育支援相談員と家庭教育支援員が立ち合い、家庭教育に関する情報提供、保護者と支援員等との関係づくり、相談窓口の広報を実施。
- ・幼稚園の体験入園や保育所の園庭開放、生後2か月の乳児の保護者を対象とする「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の際に、大阪府が作成した「未来に向かう力」の冊子を配布し、親学習を実施。
- ・教育委員会と家庭児童相談室、保健センターが連携し、相談窓口を記載したチラシを作成し、市内の全幼稚園・保育所・認定こども園において、4歳児の保護者に配付した。

◆支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進

- ・コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーが連携したケース会議や、社会福祉協議会と地域包括支援センターなどと連携した「草の根ネットワーク会議」等を実施することにより課題を共有し、引きこもりを含めた支援が必要な家庭に対しての支援体制について協議した。

<取組の成果・課題>

- ・チラシ等を配布するにあたって、保健・福祉部局と、現在の阪南市の教育環境を取り巻く課題を共有し、冊子やチラシ等のより良い活用方法を検討することができた。令和3年度以降も継続的に活用していく。
- ・体験入園や園庭開放において、親学習を行った際に、参加した保護者から、「幼稚園や保育所で話を聞くことができたので集中して内容を聞くことができた」という意見をいただいた。
- ・家庭教育支援員、教育支援相談員、適応指導教室指導員、スクールカウンセラー等、多様な人材が参加するケース会議の開催によって、福祉部局や関係諸機関へつながった家庭が増加した。